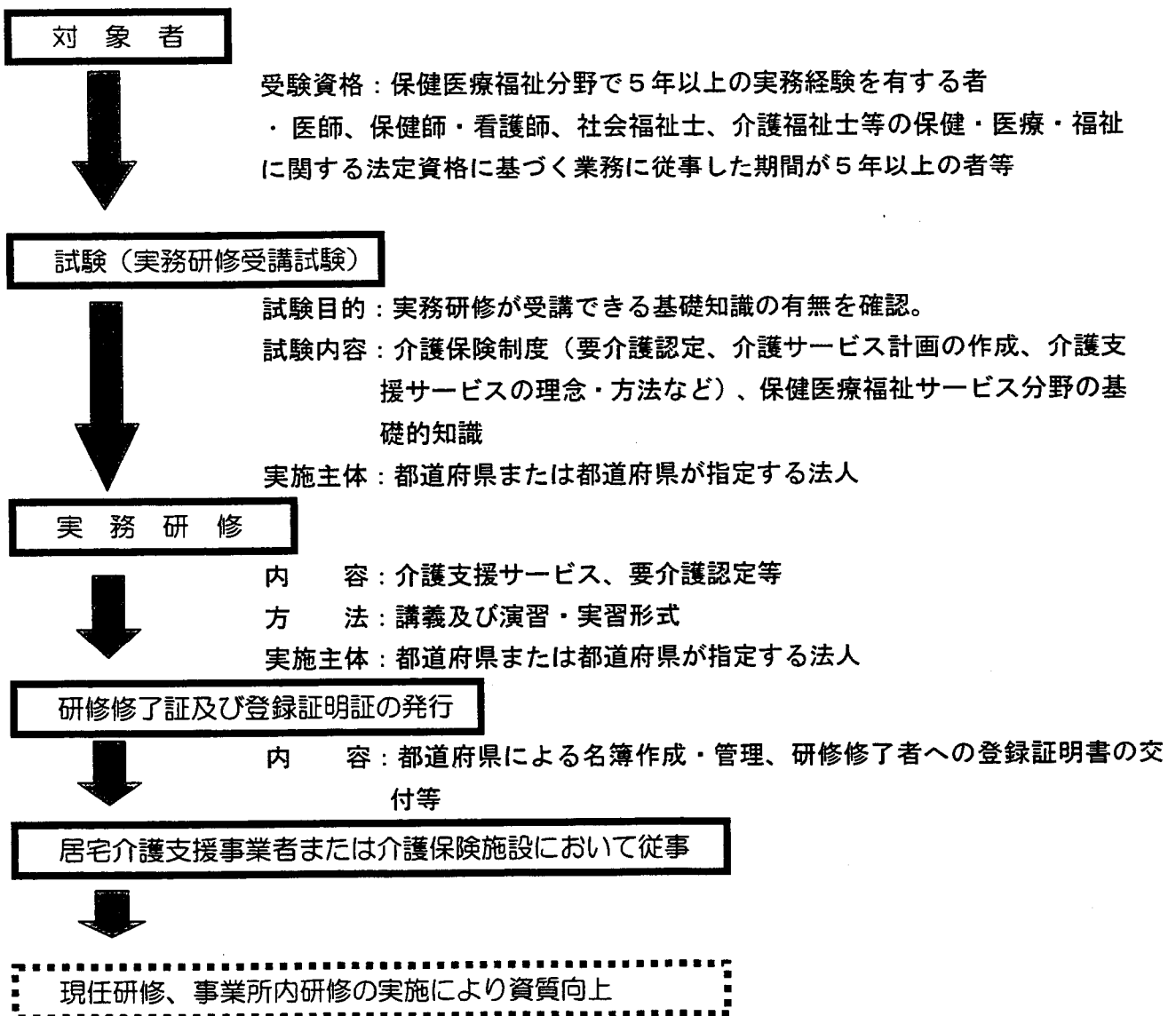


ケアマネジャーの資質向上

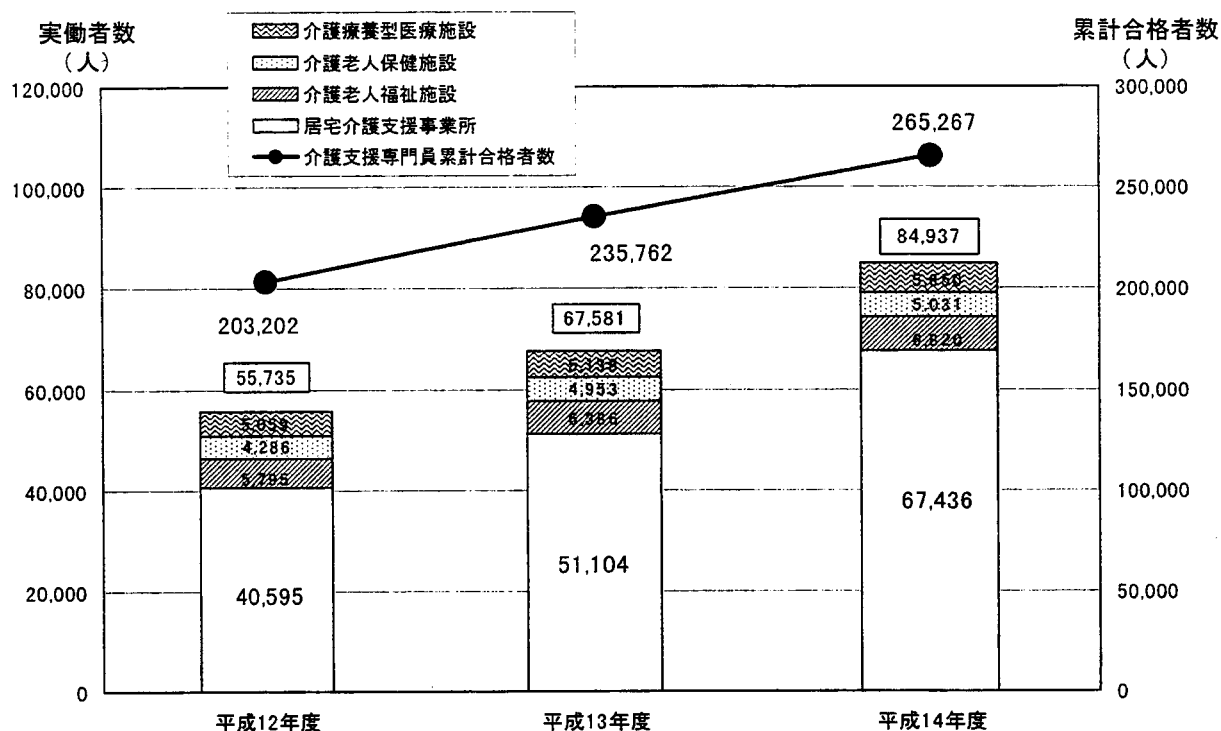
- ケアマネジャーの資質について向上を求める意見も多く、ケアマネジャー自身も、「自身の力量」について不安を感じている者が多い。
- ケアマネジャーの資質向上に関しては、実務研修受講試験の受験要件、同試験の内容、実務研修、現任研修等の各段階における改善等を総合的に検討していく必要がある。
- 特に、ケアマネジャーの実務研修受講合格者数と実務従事者数に大きな差があり、資格保持者の中でも実務に就いていない者も多いことから、これらの者の資質の確保・向上も重要。

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成について



2. 介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成者数・実働者数

○ 介護支援専門員実務研修受講試験累計合格者数とケアマネジャー実働者数



※出典：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

(参考) 介護支援専門員実務研修受講試験単年合格者数の推移

	受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率 (B/A)
第1回（平成10年度）	207,080 人	91,269 人	44.1 %
第2回（平成11年度）	165,117 人	68,081 人	41.2 %
第3回（平成12年度）	128,153 人	43,854 人	34.2 %
第4回（平成13年度）	92,735 人	32,560 人	35.1 %
第5回（平成14年度）	96,207 人	29,505 人	30.7 %
第6回（平成15年度）	112,961 人	34,634 人	30.7 %
第1回～第6回合計	802,253 人	299,903 人	—

○ ケアマネジャーの悩み

【勤務上の悩み(複数回答可)】

	合計(人)	割合(%)
全体	1,927	100.0%
自分の力量について不安がある	1,100	57.1%
残業が多い・仕事の持ち帰りが多い	683	35.4%
兼務業務が忙しくケアマネ業務の時間がとれない	607	31.5%
賃金が低い	414	21.5%
相談できる人がいない	348	18.1%

【業務遂行に関する悩み(複数回答可)】

	合計(人)	割合(%)
全体	1,927	100.0
困難ケースの対応に手間が取られる	857	44.5
ケアマネの業務範囲が明確でない	610	31.7
業務の責任が重く・抱え込んでしまう	512	26.6
担当利用者が多い	447	23.2
ケアマネ本来の業務ができていない	439	22.8

【他機関との連携に関する悩み(複数回答可)】

	合計(人)	割合(%)
全体	1,927	100.0
主治医との連携が取りにくい	967	50.2
提供事業者・担当者と日程的に会議が開催できない	609	31.6
市町村から要介護認定結果の通知がくるのが遅い	497	25.8
提供事業所・担当者からの情報提供が少ない	490	25.4
提供事業者にサービス提供票を作成・送付する手間	466	24.2

※出典：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」（平成15年株式会社三菱総合研究所；速報値）

○ 介護支援専門員の資格制度に関する自治体からの提案・要望

(東京都) 【具体的な提案】

介護支援専門員の資格要件について、より実務能力と専門知識を重視したものとするため、一定期間の専門教育の義務づけや資格更新制の導入、違法・不正な行為に対する罰則規定の整備など、介護支援専門員の資質の確保と能力向上の方策を検討すること。

(香川県) 【要望事項】

介護支援専門員の資格のあり方を検討し、資格管理を強化するなどにより、地位向上を図ること。

高齢者に対する虐待の現状と課題

1. 「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の概況

○ (財)医療経済研究・社会保険福祉協会(医療経済研究機構)において、家庭内における高齢者虐待について調査を実施。(平成15年度老人保健健康増進等事業)

(1) 調査対象

① 機関調査

在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の関係機関

…16,802カ所(有効回収率:6,698機関、39.9%)

※ 回答のあった6,698機関のうち、虐待と考えられる行為を受けたケースがあった機関は2,865機関(42.8%)。

② 自治体調査

全国の市区町村 …3,204カ所(有効回収率:2,589カ所、80.1%)

(2) 調査方法

① 機関調査

・ 関係機関において、過去1年間に虐待と考えられる行為(※)を受けたケースについて、時期が直近のものから3人まで記入(合計4,877人分の個票を回収)。

・ 有効回収数・率の高かった在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所からの回答であり、回答者が虐待を受けている高齢者のケアマネージャーであるケースを、平均的なケースとして虐待の現状等を分析。

・ なお、過去1年間の間に虐待と考えられる行為を受けた高齢者の人数についても回答を求めたところ、合計7,781人であった(ただし、機関間の重複があり得ることに留意する必要がある)。

※) 調査対象とした「虐待と考えられる行為」

- ・ 身体的虐待…暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- ・ 心理的虐待…脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
- ・ 性的虐待 …本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
- ・ 経済的虐待…本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ・ 介護・世話の放棄・放任…意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

② 自治体調査

各市区町村において取組み状況等について記入。

(3) 調査実施期間

平成15年11月～平成16年2月

2. 「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の結果概要

(1) 虐待を受けている高齢者の状況

〔性別・年齢・痴呆の有無〕

- 平均年齢は81.6歳（約8割が75歳以上の後期高齢者）。女性が約4分の3。
- 約6割が介護・支援を必要とする痴呆症高齢者（痴呆症老人の日常生活自立度Ⅱ以上）。何らかの痴呆症状を有する者は約8割に及ぶ。

〔虐待の深刻度〕

- 虐待が最も深刻だった時点の高齢者の状況は、約1割が「生命に関わる危険な状態」であったほか、約半数が「心身の健康に悪影響がある状態」。

(2) 虐待を行っている者の状況

〔高齢者本人との続柄〕

- 「息子」が最も多く約3割。ついで、「息子の配偶者（嫁）」約2割、「配偶者」約2割。

〔高齢者本人との接触時間・介護協力者の有無等〕

- 接触時間は長く、約5割が「日中を含め常時」、「日中以外は常時」も約3割。
- 約6割が「主たる介護者として介護を行っていた」。うち、約6割には介護協力者がいなかった。

(3) 虐待の状況①

〔虐待の内容（複数回答）〕

- 「心理的虐待」…63.3%
- 「介護・世話の放棄・放任」…52.4%
- 「身体的虐待」…50.0%

〔虐待についての自覚〕

- 高齢者本人の約半数は、虐待を受けている自覚あり。
- 虐待者の約半数は、虐待をしている自覚なし。

〔高齢者からのサイン〕

- 約半数の高齢者からは、虐待についての何らかのサインがある。

〔（機関別）虐待を知った経緯〕

- 担当ケアマネージャー、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所介護事業所からの回答では、高齢者本人からの申告（約2割）に加え、回答者自身の気づきも約3割（訪問看護事業所は約4割）みられる。
- 在宅介護支援センター、保健所又は市町村保健センターは、他機関からの情報連絡が多い。

虐待の状況②

〔虐待の発生要因〕

- 虐待の発生要因として考えられること（複数回答）は、
 - ・ 虐待者の性格や人格…50.1%
 - ・ 高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係…48.0%
 - ・ 高齢者本人の性格や人格…38.5%
 - ・ 虐待者の介護疲れ…37.2%
 - ・ 高齢者本人の痴呆による言動の混乱…37.0%

(4) 対応状況①

〔現在の対応状況〕

- 約5割が「現在、改善に向けて取り組んでいる」が、「現在のところ改善に向けた取組みは行われていない」が14.9%、「虐待行為継続のまま死亡」も6.1%みられる。

〔解決のための利用サービス（複数回答）〕

- 解決のために新規あるいは増加させた在宅介護サービスは、短期入所生活介護（ショートステイ）、訪問介護等の介護負担の軽減を図るものが多い。

〔解決のための虐待者への働きかけ（複数回答）〕

- 解決のために担当ケアマネージャーが行った虐待者への働きかけは、「虐待者の介護負担軽減を勧めた」「虐待者の気持ちの理解に努めた」が多くみられる。

対応状況②

〔対応の困難さ〕

- 「きわめて対応に苦慮した」が約5割、「多少の難しさを感じた」が約4割で、対応に困難を感じた者が約9割を占める。

〔援助上の困難な点〕

- 援助上の困難な点（複数回答）は、
 - ・ 「虐待をしている者が介入を拒む」…38.2%
 - ・ 「自分がどのように係わればよいか技術的に難しかった」…33.6%
 - ・ 「自分がどのように係わればよいか立場上難しかった」…30.3%

対応状況③

〔自治体の状況〕

- 高齢者虐待のための専門チームのある市区町村は71市区町村（有効回答2,589市区町村中）。
- 専門チームのメンバー（複数回答）は、自治体の担当部局のほか、「在宅介護支援センター」が約8割、「民生委員」「居宅介護支援事業者」が約6割。

3. 高齢者虐待への対応の課題

「高齢者虐待」についての認識

- ◇ 虐待者の約半数が自覚を伴わずに虐待を行っている。
 - ◇ また、改善に向けた取組が行われていない、又は、行われないうまま死亡に至るケースも少なくない。
- ⇒ 高齢者虐待についての認識を高める必要があるのではないか。
特に、虐待を発見する機会が多い介護サービス従事者に対する周知を図る必要があるのではないか。

情報把握の仕組み、把握された情報の一元化

- ◇ 虐待を受けている高齢者の約半数からは何らかのサインがある。
- ⇒ 介護サービス従事者等が、高齢者虐待についての認識を十分に持ち、的確に情報把握できるようにすべきではないか。また、把握された情報が、担当ケアマネージャーや、在宅介護支援センター、市町村保健センター等の関係機関へ適切に提供される仕組みが必要ではないか。

家族支援を含めた地域における総合的なマネジメント体制

- ◇ 高齢者本人と虐待者との接触時間は長く、他の介護協力者がいないまま1人で介護に向き合っているケースが多くみられる。
 - ◇ 虐待の発生要因は、高齢者本人・虐待者それぞれの性格や人格、これまでの人間関係に起因するものも多い。また、高齢者本人の約8割に痴呆症状があり、痴呆による言動の混乱も要因として多く挙げられている。
- ⇒ 介護負担の軽減のみならず、家族に対する相談支援等を含めた総合的なマネジメント体制が求められるのではないか。また、こうした役割をどこが担うべきか。

関係機関のネットワーク化

- ◇ 解決に当たって、自分がどのように係われればよいか技術的又は立场上難しかったとする回答が多くみられる。
- ⇒ 把握された情報に基づき、解決に向けた取組がスムーズに行われるよう、関係機関の連携体制を築いていくことが必要ではないか。また、既に先進的な取組を行っている自治体等のモデル事例の集積も必要ではないか。

米国における高齢者虐待への取組みについて

※ 淑徳大学・多々良紀夫教授「高齢者虐待についてーアメリカと日本の取組みの現状」(老年社会科学2003年2003年10月)より作成。

- 連邦レベルの取組みとしては1992年に米国高齢者法 (Older Americans Act) を改正し、同法に新たに第7条「社会的に弱い立場にある高齢者の権利擁護活動」を規定。同条は次の3つのプログラムから構成されており、2003年度の連邦予算は約1,700万ドルとなっている。

① 長期ケア・オンブズマンプログラム

- 長期ケア施設のサービスに関する苦情等 (虐待含む) の通報と対応
対象施設：ナーシングホーム、グループホーム、ケア付住宅等
- 通報への対応は、州及び郡レベルに配置されている有給のオンブズマン (約900人)、及び訓練を受けたボランティアのオンブズマン (約7,000人) が担当。
- 施設職員には通報義務も課されているが、虐待に関する通報は少数。

② 高齢者虐待、放任、搾取防止プログラム

- 州の高齢者サービス組織 (及びその下部組織である地域高齢者サービス機関) が実施する以下のような虐待防止プログラムへの支援
 - ・虐待に関する市民教育や地域へのアウトリーチ
 - ・被虐待者やその家族を対象とする支援プログラム
 - ・通報システムや情報・データ収集 など

③ 高齢者人権及び法的援助開発プログラム

- 州が高齢者に提供する人権擁護及び法的援助プログラムへの支援であるが、連邦予算はついていない。

権利擁護に関する現行施策の概要

- 現行の運営基準においては、介護サービス事業者はサービス提供の開始に当たり、利用者等に文書で説明等を行い同意を得なければならないこととなっている。
- 痴呆性高齢者等の介護保険サービス利用等に関しては、本人の意思決定を補完する観点から、成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業が行われている。
- また、高齢者が虐待などを受けている場合で介護保険サービスを利用できない場合には市町村は老人福祉法に基づき特別養護老人ホーム等への入所措置を行わなければならないこととなっている。
- 施設内における身体拘束については介護保険施行当初より施設運営基準において原則禁止する旨の規定を設けている。

1. 成年後見制度利用支援事業

(実施主体) 市町村

(対象者) 重度の痴呆性高齢者、知的障害者

(事業内容)

①成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

- ・在宅介護支援センター等を通じたパンフレットの作成・配布
- ・高齢者、知的障害者やその家族に対する説明会の開催 など

②成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ・成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

(費用負担) 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(実施市町村数)	平成13年4月1日現在	179市町村 (全体の 5.5%)	
	平成14年4月1日現在	343市町村 (全体の10.6%)	
	平成15年4月1日現在	551市町村 (全体の17.1%)	

2. 地域福祉権利擁護事業

(実施主体) 都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

(対象者) 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等

(事業内容)

以下の援助内容について、利用希望者の意向を確認しつつ、具体的な支援計画を策定し、契約を締結する。

①福祉サービスの利用援助

②苦情解決制度の利用援助

③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

④日常的金銭管理（①～③に伴う預金の払い戻し、預け入れの手続き等）

※ 第三者機関である「運営適正化委員会」等を設置することにより、契約による事業の確性を確保し、安心して利用できる仕組みになっている。

(利用料) 実施主体が定める利用料を利用者が負担。

(実施状況)	利用に関する相談件数	利用契約件数
平成14年度	159,746件	4,704件